水土里ネット 愛西

VOL.45
平成21年12月１日

水土里ネット愛西
（愛西土地改良区）
〒521-1147 滋賀県彦根市薩摩町337番地
TEL 0749-43-2261（代）
FAX 0749-43-2079
E-mail aisei@midorinet-aisei.jp
URL http://www.midorinet-aisei.jp

曽根沼地区大区画農地整備完了!!

事業完了式挙行される!!

平成５年から平成20年の15年間もの長きに亘りすすめられてきた県営曽根沼地区経営体育成基盤整備事業も、多数の方々のご苦労ご協力をもって完了となりました。それに伴い、８月30日㈰関係者の方々が一堂に会され完了式が挙行されました。

発刊あいさつ

理事長
山田哲三

この一年間は、当初から異常気象の影響を受け、生活の拠り所でもありますお米の収量もどうなることかと心配も絶えませんでしたが、皆々様のご努力のお陰で、無事稔りの秋の穫り入れも順調にお進め頂き、早くも来年度の転作用の麦播きも終えられまして、ほっと一息おつき頂いているところかと存じます。

しかしながら、農業の先行きも見えて来ず、一般の景気の回復はなかなか思うようにも進まず、もどかしさと共に、苛立ちを感じるこの頃であります。

そうした中にもかかわらず、当土地改良区の事業実施、運営各般に亘りまして、日頃温かいご理解と共にご協力を賜っている組合員の皆様方に対し、心から御礼申し上げる次第でございます。本当にありがとうございます。

去る11月13日には、当21年度の臨時総代会に於きまして、昨20年度の事業並びに会計の決算についてご報告致し、総代様全員のご承認を頂きましたことを先ず以て、組合員である皆様にも、その内容についてこの紙上でご報告させて頂きますので、何卒ご一読の上、ご了承賜りたく存じます。

なお併せまして、今春開催の第52回目の通常総代会に於いて、決定して頂きました当21年度の事業計画と収支予算についても、その後、突発的なかんがい施設の故障などにより、やむなく変更の必要が生じましたので、このことについても変更させていただいたこともご報告致しますので、ご一読の上ご了承賜りますようお願い致します。

しかしながら昨今のテレビ新聞等で報道されていますように、国や府県更には市町村にまで、世界的な景気の低迷によります財政事業の悪化から、国の現行並びに次年度予算が計画通り進められるのかどうか予断を許さない状況下で、当改良区の予算もどう転ぶか全く不明の情勢下にあることは確かです。

何とか残されました今年度の事業・予算を死守して、次年度の皆さん方の生産活動に支障のないよう、努力させていただく所存です。

何卒、なお一層の組合員皆様方のご理解、ご協力をお願い致しまして、紙上ではありますがごあいさつと致します。

平成21年度臨時総代会開催

議　長
平田清司氏

審議事項

平成21年11月13日（金）稲枝地区公民館におきまして平成21年度臨時総代会が開催され、滋賀県議会議員　西村久子様、湖東農業農村振興事務所次長　古川清教様、彦根市産業部長　竹内彰様のご臨席をいただき、議長に平田清司氏（第２選挙区・柳川町）が選任され議案の審議に入りました。提案された議案の主な内容は次のとおりです。

総代会の様子

・平成20年度事業報告、一般・特別会計歳入歳出決算並びに財産目録の承認について（監査報告）

・平成21年度事業計画変更、一般会計・特別会計歳入歳出補正予算の議決について

以上全て原案どおり議決されました。

平成21年度　一般会計歳入歳出補正予算

（単位：千円）

歳入					歳出				
科目(款)	既決額	補正予算額	増・減(△)	増減内容	科目(款)	既決額	補正予算額	増・減(△)	増減内容
組合費	159,465	159,465			事務費	44,330	44,330		
使用料	2,630	2,830	200	占用施設の増	事務所費	1,414	1,414		
補助金	51,312	51,312			基幹施設費	3,928	5,301	1,373	施設整備補修増
受託費	15,314	15,314			揚水管理費	74,512	74,512		
換地清算金	50,000	50,000			事業費	49,004	49,004		
雑収入	1,690	3,890	2,200	前年度賦課金	負担金	20,635	20,635		
借入金	10,245	10,245			繰出金	27,165	44,765	17,600	前年度繰越増
繰入金	9,083	7,083	△2,000		償還金及び利子	26,220	26,220		
繰越金	30,000	47,853	17,853		交付金	73	73		
					補償金	150	150		
					換地清算金	50,000	50,000		
					選挙費	1,588	1,588		
					予備費	30,720	30,000	△720	
歳入合計	329,739	347,992	18,253		歳出合計	329,739	347,992	18,253	

財務状況の公表《平成20年度　決　算》

歳　入

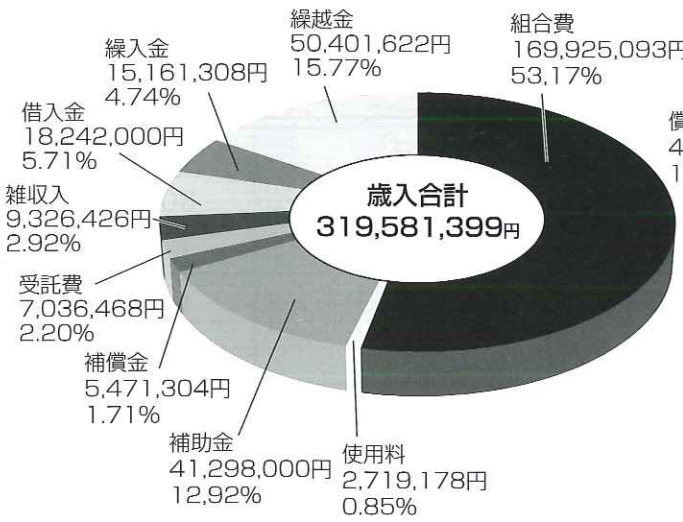

歳　出

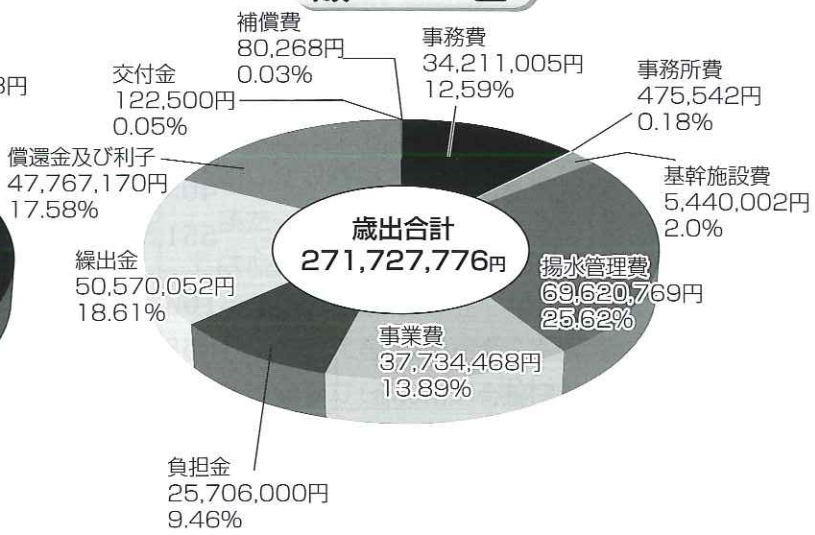

監査結果報告

監査規程第３条に基づき、監事３名が去る８月６日に平成20年度下期と21年度上期の定期監査を実施しましたので、その結果を報告いたします。

監査内容は、事業や予算の執行状況、決算状況、会計経理の帳簿や証拠書類関係、賦課金の徴収関係、特別会計の収支帳簿と残高関係、工事契約関係等について実施いたしました。

また、重要事業の進捗状況や、水田面積あたりの人件費の負担状況、賦課金等の未収状況、更には前回の監査で指摘し改善を求めた事項に関するその後の対応について、事務局より報告・説明を求めまたは聴取して詳細に実施いたしました。

その結果は、次の通りでありました。

1. 定款・規約・組織運営について

職務執行に関する不正な行為はなく、定款・規約に関して指摘すべき事項は認められませんでした。

2. 業務運営に関する諸規程について

過去の監査において、規程内容の改善や新規制定を求めた事項については、概ね改善・対応されたものと認めました。

3. 工事に関する契約について

随意契約で施工実施された事業があり、緊急を要した工事でありますが、今後は計画的な工事の執行に最大の努力を払われるように求めました。

4. 会計経理に関する事項について

予算・決算状況は適正に執行されており、一般会計に関する収支の帳簿は正確・適正に整理処理され、関連する証憑書類も遺漏なきものと認めました。

また、賦課金等の徴収原簿は適正に整理されており、指摘する事項は認められませんでした。

特別会計の農地転用決済金や揚水更新積立金等の会計経理についても適正に記載され、残高金額は証拠書類と符合して正確であると認めました。

5. 賦課金等の未納金の回収について

役員中心の対応なり、法的処置を含めた回収を求めて参りましたが、残念ながら未だ十分に対応されていないことから、一歩踏み出した法的処置等の検討について、県と相談して早急に講じられたく改めて求めました。

6. 会計経理の全般について

経理処理のより一層の簡素化と明確化をすべく、検討・対応されることを望みました。

最後に、意見書に明記して改善を求めた事項は、次の２点であります。

1. 特定資産の運用について

年々積み立てられ増加する高額なる特定資産の愛西揚水維持管理費や農地転用決済金等が、長年に亘り全て単年度の定期貯金で運用されています。

組合員の貴重な財産を預かっている管理責任と、低金利の現状を勘案すると大いに検討する余地があり、運用について早急に検討し改められること。

2. 職員に関する規程の執行について

前回の監査で職員の給与や退職給与、就業に関する規程の執行にあたっては、県土地改良団体連合会や近隣の土地改良区の実態を加味して対応する事を求めましたが、未対応であることから早急に関係機関の調査を実施し、改善内容について期日を定め回答・説明されること。

以上、定期監査の報告といたします。

平成21年11月13日

総括監事　西　川　武　史

財産目録

資産

摘要	金額(円)
流動資産	**47,853,623**
①現金	33,687
②東びわこ農協　普通貯金２通	46,862,462
③滋賀銀行　普通預金１通	405,880
④郵便局　振替貯金	551,594
基本資産	**165,000**
滋賀県信用農協連合会（出資金）	65,000
東びわこ農業協同組合（出資金）	100,000
特定資産	**1,024,664,406**
①農地転用引当金見返預金	192,973,215
②職員退職給与引当金見返預金	62,226,671
③財産処分見返預金	24,333,751
④財政調整積立金見返預金	161,906,051
⑤愛西揚水維持管理費積立金見返預金	305,451,303
⑥曽根沼揚水維持管理費積立金見返預金	32,987,244
⑦愛西揚水更新事業費積立金見返預金	23,880,661
⑧事務用計器備品建物更生共済金	2,216,783
⑨愛西揚水機建物更生共済金	195,266,129
⑩曽根沼揚排水機建物更生共済金	23,422,598
未収入賦課金	**2,339,419**
固定資産	**76,373,881**
①建物	47,388,000
②備品	28,985,881
資産合計	**1,151,396,329**

負債

摘要	金額(円)
長期負債	**116,325,022**
長期借入金　31件	
①日本政策金融公庫京都支店　26件	109,839,374
②滋賀銀行稲枝支店　４件	4,685,362
③東びわこ農業協同組合　１件	1,800,286
特別会計積立金	**803,758,896**
負債合計	**920,083,918**

特別会計

会計名	金額(円)
農地転用決済金特別会計	192,973,215
職員退職給与金特別会計	62,226,671
財産処分特別会計	24,333,751
財政調整積立金特別会計	161,906,051
愛西揚水維持管理費積立金特別会計	305,451,303
曽根沼揚水維持管理費積立金特別会計	32,987,244
愛西揚水更新事業費積立金特別会計	23,880,661
合計	**803,758,896**

平成20年度 農地転用実績

転用目的	転用面積(㎡)
資材置場	7,729.30
駐車場	14,735.82
建物	3,839.00
道水路	204.00
合計	**26,508.12**

◉転用面積　26,508.12㎡
　田　25,493.82㎡
　畑　1,014.30㎡
◉地目変更　5,548.80㎡
（田から畑に変更）

（平成21年３月31日現在）

地区総面積	1,542.46 ha
田	1,497.36 ha
畑	45.10 ha
組合員数	2,497人

愛西揚水送水実績報告

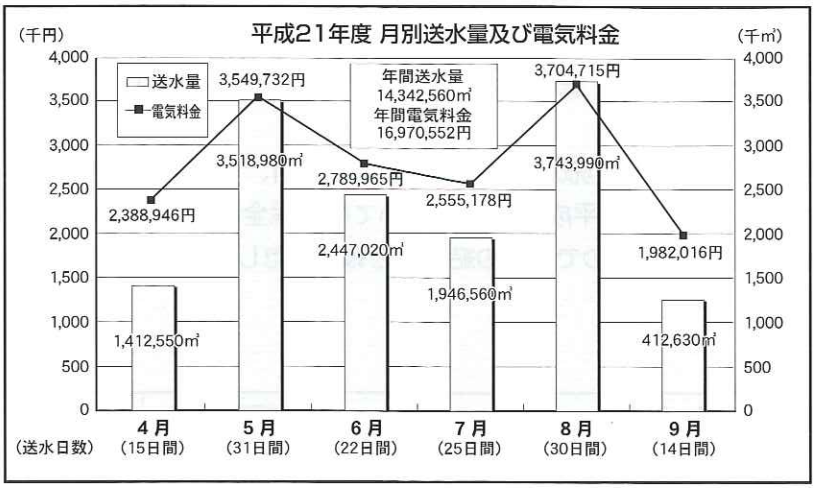

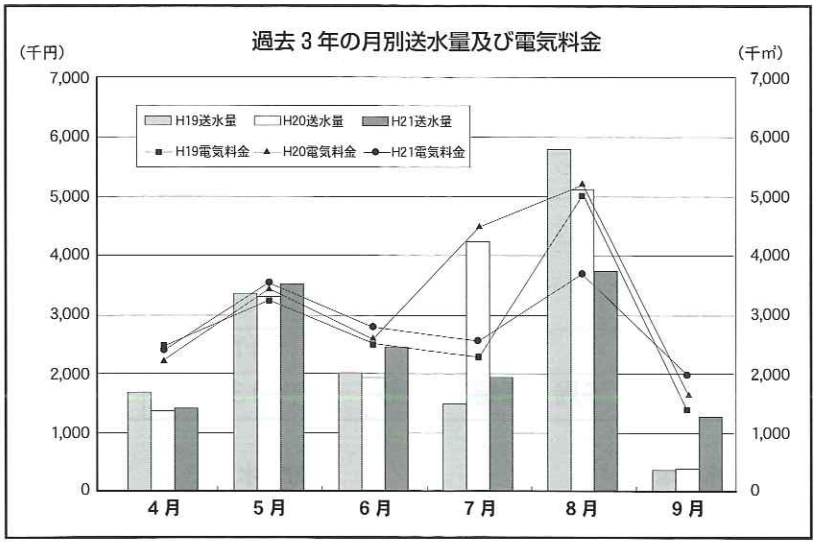

適切な用水管理にご協力下さい

今年は長梅雨の日照不足により水稲の生育が遅れましたが、登熟期には晴天が続き収穫時期及び収穫量もほぼ平年並みとなりました。

また、愛西揚水機場及び分水工施設については心配しておりました落雷による損傷事故も今までのところ発生しておらず、受益圃場施設についても施設老朽による損傷が例年に比べて少なかったように思われます。

左記グラフは今年度の愛西揚水機場における送水量及び電気料金を月別に示したものと、過去３年間の比較を示したものです。

夏期の雨天により圃場への取水量が減少したため、運転時間を計画よりも短縮させていただき、８月においては送水量が例年よりも減少し、電気料金を低く抑えることができました。

一方では無効放流も多く見受けられましたので、今後の水利費節減のためにも掛け流しは最小限に抑え、水稲の品質向上に合わせた無駄水防止への取り組みが必要となります。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

総代・役員（理事・監事）の改選について

総代・役員の方々は、この４年間改良区の運営また事業の推進にいろいろご尽力いただきありがとうございました。次のように任期が満了となり改選となります。

総代　平成22年１月31日　任期満了
役員　平成22年３月31日　任期満了

改選されます定数は次のとおりです。

定　款		任　期　期　間
総　代	66名	平成22年２月１日～平成26年１月31日
役　員	18名	平成22年４月１日～平成26年３月31日
理　事	15名	
監　事	３名	

【参　考】

土地改良法第23条（抜粋）

組合員の数が200人を超える土地改良区は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

総代の定数は、定款で定める。

ただし、組合員の数が1,000人以上5,000人未満の土地改良区にあっては40人以上でなければならない。

基幹水利施設ストックマネジメント事業

～愛西揚水施設の適切な保全管理～

当土地改良区のほぼ全域の農業用水を供給する愛西揚水施設は、送水を開始して以来20年経過しており、特に水管理施設や電気設備は一般的な耐用年数を超過し、老朽化に伴う故障が頻繁に発生するなど、その都度その復旧対応に追われているのが現状です。

この施設を適切に保全及び更新していくためには、施設状況の把握、劣化要因の分析、劣化進度の予測と劣化状況に対応した保全対策を講じる必要があるため、平成20年度において機能保全計画の策定業務を基幹水利施設ストックマネジメント事業で実施しましたので、その結果等を報告いたします。

主要施設の概要

施　設　名	施　設　概　要	経過年数	耐用年数
取水施設	取水塔（鋼製越流管形式）、導水路φ2000　L＝337m	26	30
揚水機場	吸水槽　長さ28.8m×幅4.8～31.8m×高さ9.4m	27	50
	建家　RC造り　850㎡	27	45
揚水機	両吸込渦巻ポンプ　φ800×800kw　4台	18～20	30
	両吸込渦巻ポンプ　φ500×175kw　2台	17	30
電気設備	特高受電設備　1式	21	18
送水路	1号幹線系　φ350～φ1800　L=13.1km	13～26	40
	2号幹線系　φ350～φ1350　L=10.1km	16～26	40
	3号幹線系　φ350～φ900　L=3.4km	20	40
	4号幹線系　φ300～φ900　L=3.6km	17～26	40
水管理施設	集中監視制御システム（中央管理所1箇所、子局・孫局30箇所）	13～17	10

揚水機場

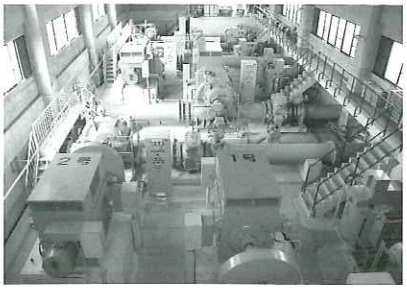

取水塔

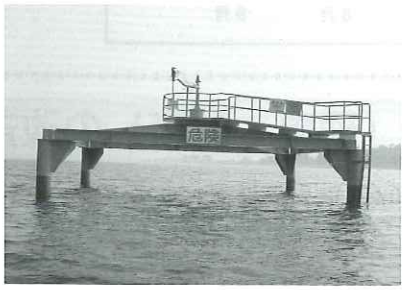

分水工

機能診断調査結果・評価

今回の機能診断は、耐用年数を超過している施設の機能全般について全容を把握するとともに、施設の劣化予測や対策工法の検討に必要な事項について調査及び評価を行った。

○水管理施設

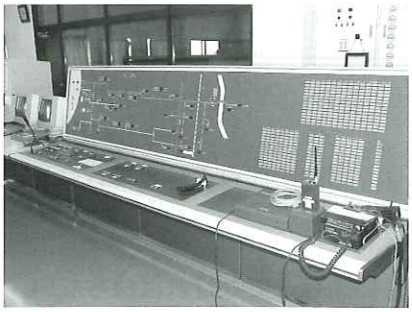

本設備は、13年から17年経過しており一般的な耐用年数をすでに超過している。

経年劣化による故障が頻繁に発生しており、その都度機器等の交換修理を実施しているが、多くの装置・機器がすでに製造中止となっており、修理品の入手が困難となり支障を来している。

また、雷による被害を毎年のように受けており、雷害対策が急がれる状況である。

○電気設備

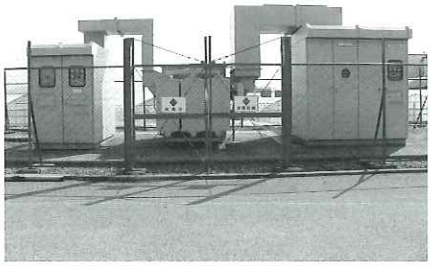

本設備は、21年経過しており一般的な耐用年数をすでに超過している。

しかし、送水開始前に専門業者による精密点検を実施し、不良個所においてはその都度整備を行っているため、現時点では特に大きな問題はない。

本設備は、構成している主要機器等の劣化や損耗により故障が発生した場合、その与える影響が大きく、施設全体の機能が発揮できなくなる恐れがある。耐用年数が超過した機器が多くあり計画的な劣化対策を検討する必要がある。

○分水工バルブ

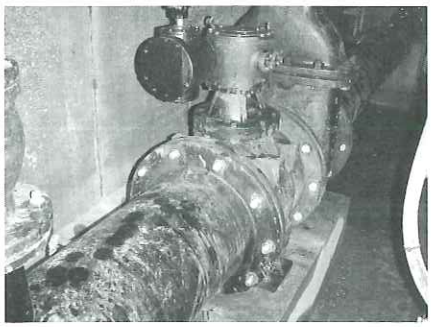

２－７分水工、２－８分水工においては、本体バルブが完全に閉まらず漏水が発生しており、構造上本体の更新が必要と判断される。

その他のバルブは継続使用が可能であり、耐用年数を超過した時点で劣化対策を検討していくものとする。

機能保全対策

耐用年数を超過している水管理施設、電気設備について、信頼性評価の結果に基づき劣化対策を検討し、機能保全計画を策定する。

劣化対策の検討手順

ステップ－1
信頼性評価を行い、整備方針を決定

↓

ステップ－2
保全方法、更新方法の検討

↓

ステップ－3
対策方法の組合せ、対策時期の検討

↓

ステップ－4
劣化対策（最終案）の決定

↓

ステップ－5
劣化対策経費の算定

○水管理施設・電気設備

劣化判定結果では、施設全体の更新が必要であると判定された。

このため、早急に機器の交換等の劣化対策を実施する必要があり、平成25年頃に施設の全面更新する保全計画を策定する。

全面更新以降の劣化対策は、耐用年数が超過した機器から順次交換していくものとする。

また、別途雷対策として必要な設備を検討し実施する。

○分水工バルブ

信頼性評価では、２－７、２－８分水工のバルブ本体の整備が早急に必要との評価であり、劣化対策としてバルブ本体と開閉機も併せて更新を実施する。

他のバルブについては、継続使用とし延命化の後更新する保全計画を策定する。

○他の主要施設

耐用年数が超過していない他の主要施設についても、順次機能診断を実施し、施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた保全計画を策定する。

土地改良事業功労者表彰

長年にわたり土地改良事業推進の功績により、平成21年６月15日滋賀県土地改良事業団体連合会湖東支部協議会において、次の方が表彰を受けられました。おめでとうございます。

理　事　　田　村　哲　男　氏（金田町）

職員の異動をしましたのでお知らせします。

退　　職

事務局長　西川宗右衛門氏が平成21年８月31日付で体調不良により退職されました。

昭和50年入所、同59年事務局長に就任され、35年の長きに亘り土地改良区の運営・事業推進に努められました。長い間ご苦労様でした。

就　　任

平成21年９月１日付で総務課　田附孫之課長が事務局長に就任いたしました。前任者同様よろしくご指導、ご鞭撻賜りますようお願い致します。

事務局からのお願い

☆★☆賦課金の納期内完納にご協力ください☆★☆

※口座振替納付を指定の方は、納期日が近づきましたら口座の残高を必ずご確認ください。
※休耕田、転作田にも賦課金がかかります。

賦課金は、４月１日を基準に所有者または耕作者に賦課されます。届出がなければそのまま賦課されますので、ご注意ください。

次のようなときは、土地改良区に届出の用紙がありますので必ず手続きをしてください。（地元の役員さんにも連絡をお願いします）

★組合員に変更があったとき（自己申告!!）

◎相続、贈与や経営移譲（農業者年金受給等）による変更
◎売買、貸借による変更
◎住所の変更等
◎耕作者の移動による変更
※末尾の書類をご提出下さい（裏面記載例参考）

★農地使用変更をするとき

農業委員会の許可後、届出してください。
◎田を畑に転換する場合（承認書の写しが必要）

★農地を転用するとき

◎農地（田・畑）を農地以外（宅地、駐車場、資材置場等）に転用する場合
◎公共事業用地（道路・公園等）に売る場合

★土地改良区の施設を使用するとき

改良区が管理する施設（道路・用排水路敷）を使用するときは、改良区の許可が必要です。

※農地転用及び使用変更については、それぞれ決済金を納めていただくことになります。（土地改良法第42条第２項）

理事長		事務局長	総務課長	係	合　　議

愛西土地改良区
受付第　　号
平成　　年　　月　　日
整理番号

組合員変更届出書

（組合員資格得喪通知書）

平成　　年　　月　　日

愛西土地改良区理事長　殿

現組合員　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

〒

新組合員　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふりがな
氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

生年月日 ＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

☎TEL ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

新所有者　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

新耕作者　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

下記事項により組合員が変更したので土地改良法第43条第１項の規定により通知します。

記

1　変更の対象たる土地

彦　根　市　　（単位：㎡）

町　名	字　名	地番	地目	用途	登記簿面積 ㎡	備　考

※記載欄が不足の場合は、別紙として下さい。

2　変更の原因及びその時期

（1）　原　因 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（2）　時　期 ＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

3　変更後の賦課金交替時期 ＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

4　変更後の賦課金納入者

住　所 〒 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふりがな
氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

☎ＴＥＬ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※土地改良法（組合員の資格得喪（とくそう）の通知義務）

第43条　　土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

※同一生計農家に組合員は１名です。

※㊞は、認印で結構です。

切り取り線

理事長		事務局長	総務課長	係	合　　議

愛西土地改良区
受付第　　号
平成　年　月　日
整理番号

記　載　例

組合員変更届出書

（組合員資格得喪通知書）

平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

愛西土地改良区理事長　殿

現組合員　住　所　彦根市薩摩町３３７番地

氏　名　愛　西　一　郎　㊞

〒521-1147

新組合員　住　所　彦根市薩摩町３３７番地

ふりがな　あいせいたろう

氏　名　愛　西　太　郎　㊞

生年月日　S32 年 12 月 3 日

☎TEL　0749－43－2261

新所有者　住　所　彦根市薩摩町３３７番地

氏　名　愛　西　太　郎　㊞

新耕作者　住　所　彦根市薩摩町３３７番地

氏　名　愛　西　太　郎　㊞

下記事項により組合員が変更したので土地改良法第43条第１項の規定により通知します。

記

1　変更の対象たる土地

彦　根　市　　（単位：㎡）

町　名	字　名	地番	地目	用途	登記簿面積 ㎡	備　考
薩　摩	津　雲	337－1	田	田	3,000	

※記載欄が不足の場合は、別紙として下さい。

2　変更の原因及びその時期

（1）　原　因　相　続

（2）　時　期　○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

3　変更後の賦課金交替時期　○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

4　変更後の賦課金納入者

住　所　〒521-1147　彦根市薩摩町337番地

ふりがな　あいせいたろう

氏　名　愛　西　太　郎　㊞

☎ＴＥＬ　0749－43－2261

※土地改良法（組合員の資格得喪の通知義務）

第43条　土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

※同一生計農家に組合員は１名です。

※㊞は、認印で結構です。

切り取り線